

北海道若年優秀技能者知事賞実施要領

(目的)

第1 この要領は、北海道における優秀な若年技能者をたたえることにより、若年技能者に技能に対する誇りを与えるとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を培うことにより、技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(贈呈の対象者)

第2 贈呈の対象は、贈呈が行われる日現在、道内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 全産業に属する技能の職業に従事する者であるが、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定及び職業訓練の職種に就業している者を中心とする。
- (2) 同一職種に関し、5年以上の実務経験を有し、かつ、満年齢30歳以下の者。

(贈呈の基準)

第3 贈呈の基準は、前項に該当する者であって、次の各号に該当し、その功績が顕著であると認められるものとする。

- (1) その者の技能が極めて優れており、現に技能職に従事している者で他の技能者の模範と認められる者。
- (2) 技能を通じて作業の改善に努力し、作業の効率化、安全性の向上等に貢献した者。

(受賞者数)

第4 15人以内とする。

(推薦の方法)

第5 推薦の方法は次のとおりとする。

- (1) 受賞候補者の推薦は、北海道職業能力開発協会、技能士会、地方職業訓練団体、及び全道的業種別団体（以下「推薦者」という。）が行う。
- (2) 推薦者は、第6に定める書類を経済部長に提出する。

(提出書類)

第6 推薦者が提出する書類は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------|--------|----|
| (1) 推薦書 | (様式第1) | 1部 |
| (2) 推薦調書 | (様式第2) | 1部 |
| (3) 推薦理由書 | (様式第3) | 1部 |
| (4) 履歴書 | (様式第4) | 1部 |
| (5) 受賞環境調書 | (様式第5) | 1部 |
| (6) 住民票の写 | | 1部 |
| (7) 功績に係りのある賞状または感謝状等の写し | | 1部 |
| (8) その他技能を証明する資料等 | | 1部 |

(受賞者の決定)

第7 推薦者から書類提出のあった受賞候補者のうちから、経済部長が決定する。

(贈呈の方法)

第8 贈呈は、賞状及び副賞を授与して行う。

(贈呈の時期)

第9 北海道職業能力開発協会が主催する北海道職業能力開発促進大会において贈呈する。

附 則

- この実施要領は、平成5年6月2日から施行する。
この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。
この実施要領は、平成25年12月16日から施行する。
この実施要領は、平成27年11月20日から施行する。
この実施要領は、令和3年7月12日から施行する。

(別 記)

1 贈呈者の基準について

贈呈者の基準は次のとおりとする。

- (1) 他の技能者の模範と認められる者とは、その有する技能において極めて優れているのみならず、技能水準の向上、技能者の地位向上等に寄与するとともに、産業の振興、生活文化の発展に尽くし、勤務成績、日常行為等において他の模範と認められる者であること。
- (2) 技能が極めて優れている者とは、その有する技能が当該職業に従事している他の技能者に比して著しく卓越しており、技能五輪全国大会で優秀な成績を収める等、道内における若年技能者の中で最高水準にあり、かつ、技能修得に対する努力、研さんが顕著な者であること。
- (3) 現に技能職に従事している者とは、溶接工、機械工等一般に技能職と呼ばれる職業に従事している者に限らず、本人の職名が会社、団体の役員、訓練校、研修所の指導員等であっても、日常当該技能を職務上活用している場合にあっては、当該溶接工、機械工等の技能職に従事しているものとみなすこと。
- (4) 作業の効率化、安全性の向上等に貢献した者とは、その有する技能に関し、作業方法や工具・工法の工夫、改善に努め、生産能率や安全性の向上等に貢献した者であること。

2 贈呈の対象としない者について

次に該当する場合には、贈呈の対象としないものであること。

- (1) 破産者で復権を得ない者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの
- (7) 同一事績をもってすでに若年優秀技能者知事賞を受けている者